



～消費税について確認はお済みですか？～



個人事業主の消費税の課税期間は1月1日～12月31日（特例除く）申告及び納税期限は3月31日ですが、新たな課税期間開始前に届出を行っておかないと、翌年の課税期間において適用を受けることができない制度があります。

また、制度内容によっては、1度採用したら数年間変更することができないこともあり、

複数年の事業内容についてシミュレーションを行い、有利不利の判定を行った上で選択をしなければならない制度もあります。

H28年中に土地の売却をされた方、今後新たな事業展開を検討されている方などが該当します。代表的な具体例を記載しましたので参考にいただき、現在提出済みの届出及び来年に向けての検討を忘れずに行ってください。



ケース1 現在は簡易課税を選択中、H29年度中に高額な設備投資を検討している製造業の場合

H28年度 仮受消費税 2,400 千円 仮払消費税 1,200 千円

原則課税：2,400 千円 - 1,200 千円 = 1,200 千円納付

簡易課税：2,400 千円 × 30% = 720 千円納付

例年簡易課税有利のため簡易課税を選択。

しかし、H29年に10,000千円の設備投資を予定しているため、仮払消費税が800千円増加予定。この場合の納税は・・・

原則課税：2,400 千円 - 2,000 千円 = 400 千円納付

簡易課税：2,400 千円 × 30% = 720 千円納付

計算方法の違いにより、簡易課税の方が320千円有利になります。

この場合、原則課税を選択するためには、**簡易課税制度選択不適用届出書**の提出を**H28年12月31日**までに行わなければなりません。

ただし、H28年4月1日以後に原則課税適用中に高額特定資産（1000万以上の棚卸資産又は固定資産）を購入した場合には、**3年間**簡易課税に戻ることができなくなりました（高額特定資産を取得した場合の納税義務の免除等の特例）。よって、H29年だけでなくH29年・H30年・H31年の事業計画を作成し比較する必要があります。H29年の設備投資以外は事業に大きな変動はないと仮定すると下記になります。

| | H29年 | H30年 | H31年 | 合計 |
|-------|------|-------|-------|-------|
| 原則A | 400 | 1,200 | 1,200 | 2,800 |
| 簡易B | 720 | 720 | 720 | 2,160 |
| A - B | -320 | 480 | 480 | 640 |

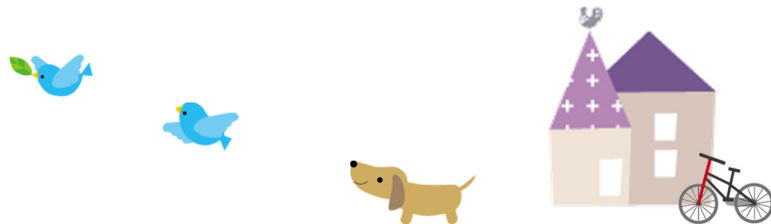
1年目は原則課税の方が、納税額が少なく済みます。しかし3年間トータルで検討すると簡易課税の方が少なくなるため変更をしない方がよいということになります。

上記の届出の提出が遅れた場合であっても、課税期間を短縮することにより申告回数は増えますが、各制度の適用を受けることが可能な場合もあります。



ケース2 現在は原則課税を選択中、たまたま土地の売却を行った場合

消費税が非課税となる土地の売買を行うと、その事業年度だけ課税売上割合が大きく下がる場合があります。これにより、消費税の納税額が多くなってしまうことがあります。この救済措置として、一定の要件を満たす場合、**該当年度中**に税務署長に「課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を提出し、承認を受けておくことにより、該当年度で計算した低い課税売上割合ではなく、承認を受けた課税売上割合により消費税額を算定することができます。平成28年度中に土地の売買があった場合には、**H28年12月31日**までに承認を受ける必要があります。承認までには通常ですと1ヶ月程度かかりますので、早急に手続きが必要です。



今回は代表的な事例をご紹介しましたが、届出には期限が決められているものが多いため、

注意が必要です。今年も残り1ヶ月を切っています。新たに事業を始められた方、例年とは異なる事業内容であったり、設備投資を予定されている個人事業主の方は早急に検討していただき、ご不明な場合はご相談ください。

